

中央家畜衛生通信

第97号 令和4年2月発行 岩手県中央家畜保健衛生所・岩手県中央家畜衛生協議会

目 次

- ・令和3年度岩手県飼養衛生管理指導等計画について …… 1
- ・皆さんの家きん舎はネズミ・野鳥等に狙われていませんか？ …… 2
- ・子牛の慢性銅中毒に要注意 ～やりすぎは毒ですよ～ …… 3

令和3年度岩手県飼養衛生管理指導等計画について

大家畜課

近年、鳥インフルエンザ、豚熱が継続的に発生しており、発生農場での調査では、飼養衛生管理基準を守る取組みが十分でなかったことが原因の一つとされています。これは、畜産業全体の共通課題でもあります。

岩手県では、「令和3年度岩手県飼養衛生管理指導等計画」を定め、牛飼養農場は5年に1回、大規模農場は毎年巡回指導を行って、飼養衛生管理マニュアルの作成や衛生管理区域への病原体侵入防止策など、10項目を重点取組事項として農家の皆さんに守っていただくように取り組んでおります。

下記に記載した取組事項を再度確認していただき、大切な家畜を伝染病から守り、発生、まん延しないよう、飼養衛生管理基準の遵守により一層取り組んでいただくようお願いいたします。

飼 養 衛 生 管 理 の 重 点 取 組 事 項

1 家畜の所有者の責務の徹底

- (1)家畜の所有者における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に関してやらなければならないことの確認。
- (2)衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を決め、全ての従事者等に情報及び対策を共有し、一体的な防疫体制を整えます。

2 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

- (1)各農場で管理実態を反映したマニュアルを作成(期限:令和4年2月 作成例を配布しております。)
- (2)マニュアル冊子化、看板の設置などにより農場に立入る関係者への周知の徹底
- (3)特定症状発見時の対応、衛生管理区域に入る際の更衣及び車両の消毒等のルール化



3 衛生管理区域の適切な設定

家畜の飼養区域範囲全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるよう設定します。

4 記録の作成及び保管

衛生管理区域に立ち入った者、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者の海外への渡航、飼養する家畜が呈した異状等に関する記録を確実に作成し保管します。

5 衛生管理区域の出入口における車両の消毒

衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、衛生管理区域に出入りする車両を消毒すること、特に車内のフロアマット及び車両の荷台に存在する有機物を介して病原体が持ち込まれ、又は持ち出されることがないようにします。

6 特定症状が確認された場合の早期通報

特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報します。

7 埋却等の準備

口蹄疫等の家畜伝染病が発生した場合、家畜の死体を埋却する土地の確保は所有者に第一の責任があります。草地など普段他の目的で利用している土地でも候補地として設定しておくことが求められます。

8 靴の交換・消毒

衛生管理区域専用の靴を準備し、全入退場時に使用します。



9 給餌・給水設備への野生動物の排泄物等混入防止及びねずみ対策

蓋付容器やタンクでの飼料保管、飼槽の清掃及び粘着シート等でねずみ駆除を行います。

10 大規模所有者が講ずる措置

- (1) 特定症状を呈していることを従業員が発見したときは、飼養衛生管理者の許可を得ずに、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを周知徹底します。
- (2) 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を置くこと（一人で複数の畜舎を管理する場合は、合計（4か月齢以上の牛）で二百頭を超えないこと。）。

詳しい計画の内容については、県ホームページをご覧ください。

岩手県ホームページ：<https://www.pref.iwate.jp/>（ページ番号 1042827）

皆さんの家きん舎はネズミ・野鳥等に狙われていませんか？

中小家畜課

家きんの高病原性鳥インフルエンザは昨シーズン 18 県 52 事例の発生があり、養鶏業界に大きな被害をもたらしました。今シーズン（2021 年度）も令和 4 年 2 月 4 日現在、家きんでは 9 県 15 事例（採卵鶏 9、肉用鶏 4、あひる 2）、野鳥でも 5 道府県 16 事例の発生が確認され、リスクの高い状態が続いています。

家きん農場で鳥インフルエンザが発生すると、侵入要因を検討するため、発生直後に農場及び関係者からの聞き取り調査が実施され、その結果が農林水産省のホームページに公表されます（下図含む）。下記のとおり、ネズミなどの野生小動物が家きん舎内に入った形跡が認められた農場や、衣類や靴の交換、手指や車両の消毒が不適切なケースも確認されました。

農場に関わる全ての方々が、農場周囲・家きん舎のすぐそばにウイルスが迫っていることを再認識し、野生動物や人及び物の移動によって、農場内や家きん舎内にウイルスを持ち込まない、持ち込ませないという強い決意をもって日々の飼養管理の再確認をするようあらためてお願いします。

1 発生農場の周辺環境

多くの農場では農場のすぐそば又は近隣に野鳥が飛来する、ため池、川、水路等が存在。また、山間部に位置する農場での発生も確認。

2 発生農場の飼養衛生管理

- 衛生管理区域が不明確。
- 農場へ入る際の車両消毒、記録の未実施。
- 農場専用の衣類、靴交換の未実施。
- 家きん舎専用長靴の交換を舎外で実施。
- 家きん舎へ入る際の手指の消毒の未実施。
- 公道を挟んだ区画を自由に往来。
- 堆肥舎への防鳥ネット未設置。



ロールカーテンの破損

3 野生動物対策

- 家きん舎の壁や側溝の金網に侵入経路と思われる隙間を確認。
- 家きん舎内でネズミ類のものと思われる糞や足跡、かじり痕を確認。
- 鶏糞を搬出するベルトコンベアや集卵用のバーコンベアの家きん舎外への開口部に野生小動物が侵入可能と思われる隙間を確認。



集卵コンベア開口部

子牛の慢性銅中毒に要注意 ～やりすぎは毒ですよ～

病性鑑定課

1 背景

銅は生体に必要な微量ミネラルです。不足すると貧血、被毛の退色、成長不良等の欠乏症状を示す一方で、過剰な給与は中毒を引き起こします。銅中毒は、硫酸銅等の誤食により胃腸炎を呈する急性中毒と、長期的に過剰摂取された銅が肝臓に蓄積され、貯蔵能力を超えた時に血液中に放出されて起こる慢性中毒に分別されます。後者の発生は、めん羊に多く報告されていますが、近年、子牛での報告も全国的に増加傾向にあるため、県内の1事例について考察しました。

2 発生事例

2021年3月、黒毛和種繁殖雌牛9頭規模の農場で、5及び6か月齢の育成牛2頭が元気食欲低下、沈鬱及び黄疸の症状を呈し、1頭は治療によって症状が軽減しましたが、1頭は発症翌日に死亡しました。血液生化学検査において、肝酵素活性値（AST、GGT、LDH）及び血清銅が2頭とも高い値を示しましたため、慢性銅中毒と診断されました。当該農場では、前年8月にも出荷した育成牛が他県に移動直後に同様の症状を呈して急死し、本病と診断された事例がありました。

3 原因と対策

給与飼料のうち、育成用配合及びミネラル飼料の乾物中銅濃度が、子牛に中毒を引き起こすとされる 25mg/kg を超過していました（表 1）。育成用配合飼料はスターターの代用として 30 日齢から給与され、その給与量は推奨量の 1.2～2 倍と多い一方、粗飼料の摂取量が少ない傾向にありました。その結果、2 か月齢以降の全飼料中の銅濃度が 25mg/kg を超過し（表 2）、若齢期から銅が肝臓に蓄積され続け、発症に至ったと考えられました。対策としてスターターの活用、配合飼料の減量と粗飼料の増量を行った結果、その後の発症は認められなくなりました。

表 1 各飼料の銅濃度

飼料	銅濃度 (mg/kg)
代用乳	13.6
スターター	23.2
育成用配合	36.2
乾草	3.3
ミネラル	84.3

表 2 給与量と全飼料の銅濃度

日齢	日給与量 (kg)				銅濃度 (mg/kg)
	乾草	代用乳	育成配合	ミネラル	
7		0.6			13.6
30	0.1	0.7	<u>0.1</u>		15.1
45	0.2	0.7	<u>0.5</u>		20.3
60	0.5	0.6	<u>2.0</u>		26.9
90	1.0		<u>3.0</u>	0.03	29.3
120	1.0		<u>4.5</u>	0.03	31.2
150	1.5		<u>5.0</u>	0.05	29.9
180～	<u>1.5</u>		<u>5.5</u>	0.05	30.3

4 まとめ

銅の肝臓への蓄積は、粗飼料を含む全飼料に対する銅の割合が中毒濃度を越えた場合に起こると考えられています。配合飼料や飼料添加剤は、粗飼料だけでは不足しがちな銅の補足、疾病予防や成長促進を目的に給与されますが、要求量を超えた濃度の銅が添加されていることがあることから、過剰な給与や粗濃比の低下は本病の原因となり得ます。なお、県外では、飼料添加物を原因とした事例も報告されています。微量ミネラルやビタミンは、生体にとって必要かつ有用である一方、過剰な給与は「毒」となり得ることを再確認し、配合飼料や飼料添加物は、記載された方法・給与量に基づいて与えましょう。

★定期報告書の提出をお忘れなく！

定期報告書の提出は、家畜伝染病予防法により、家畜飼養者の義務となっています。令和 4 年 2 月 1 日現在の状況について、所定の用紙に記入のうえ提出下さい。
定期報告書の記入項目（飼養衛生管理基準）を遵守して、伝染病を予防しましょう！

< お問合せ先 >

- 岩手県中央家畜保健衛生所
電話：019-688-4111 / FAX：019-688-4012
ホームページ：http://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nougyou/desaki/chuuou/index.html
または「岩手県中央家畜」で検索してください
- 沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター
電話：0193-64-2214 / FAX：0193-64-5631
- 岩手県中央家畜衛生協議会
電話・FAX：019-688-4015



